

寒川町契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月24日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第34号

寒川町契約規則の一部を改正する規則

寒川町契約規則（昭和50年寒川町規則第5号）の一部を次のように改正する。

第48条第2項中「第5項」を「第6項」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 継続費又は債務負担行為に係る契約について前金払を受けようとする場合における第1項の規定の適用については、これらの規定中「契約締結の日」とあるのは「契約締結の日（契約を締結した年度以外の年度にあつては当該年度の初日（前条第5項に該当する場合については当該年度の前払金の支払をできるようになった日））」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。